

○光市長が管理する公文書の公開等に関する規則

平成 16 年 10 月 4 日

規則第 13 号

改正 平成 17 年 6 月 22 日規則第 40 号

平成 19 年 4 月 1 日規則第 46 号

平成 25 年 3 月 29 日規則第 21 号

平成 28 年 3 月 30 日規則第 32 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、光市情報公開条例（平成 16 年光市条例第 11 号。以下「条例」という。）第 22 条の規定に基づき、市長が管理する公文書の公開等に関し必要な事項を定めるものとする。

(請求書の記載事項)

第 2 条 条例第 10 条に規定する規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人その他の団体にあつては、その代表者の氏名

(2) 公開の請求に係る公文書の件名又は内容

(3) 請求の目的

(4) 次に掲げるものの区分に応じ、それぞれ次に掲げる事項

ア 条例第 5 条第 2 号に掲げるもの そのものが市内に有する事務所又は事業所の名称及び所在地

イ 条例第 5 条第 3 号に掲げる者 その者が勤務する事務所又は事業所の名称及び所在地

ウ 条例第 5 条第 4 号に掲げる者 その者が在学する学校の名称及び所在地

エ 条例第 5 条第 5 号に掲げるもの そのものが有する利害関係の内容

(5) 公開の方法

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める事項

2 条例第5条第5号に規定する利害関係とは、本市の行政により、自己の権利、利益等に直接影響を受け、又は影響を受けることが確実に予想されるものをいう。

3 条例第10条の規定による請求書の提出は、公文書公開請求書（様式第1号）により行うものとする。

(公文書不存在の通知)

第3条 市長は、公開の請求に係る公文書が存在しないことが明らかになったときは、速やかに請求者に対して、その旨を公文書不存在通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(決定通知書)

第4条 条例第11条第2項の規定による書面の通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる通知書により行うものとする。

(1) 公文書を公開する旨の決定 公文書公開決定通知書（様式第3号）

(2) 公文書の部分公開をする旨の決定 公文書部分公開決定通知書（様式第4号）

(3) 公文書を公開しない旨の決定 公文書非公開決定通知書（様式第5号）

(決定期間延長通知書)

第5条 条例第11条第3項の規定による決定期間の延長の通知は、公文書公開決定期間延長通知書（様式第6号）により行うものとする。

(第三者等の意見の聴取)

第6条 条例第11条第5項の規定による意見聴取を行う場合は、公開請求に関する意見聴取依頼書（様式第7号）により行うものとする。

2 条例第11条第6項の規定による通知は、公文書の公開に関する決定告知書（様式第8号）により行うものとする。

(公開の方法等)

第7条 条例第12条第3項に規定する公開の方法は、次の各号に掲げる公文書の記録された媒体について、それぞれ当該各号に定める方法とする。

(1) 文書、図面及び写真 閲覧又は写しの交付

(2) 電磁的記録 出力し、又は採録したものの閲覧等又は写しの交付

2 公文書の閲覧をする者は、関係職員の指示に従うとともに、当該公文書を汚損し、又は破損することがないように丁寧に取り扱わなければならない。

3 市長は、前項の規定に違反し、又は違反するおそれがある者に対して、公文書の閲覧を中止させ、又は禁止することができる。

(費用負担)

第8条 条例第13条第2項に規定する公文書の写しの作成及び送付に要する費用の額は、次のとおりとする。

(1) 光市が設置する電子複写機により作成する場合 写し1枚につき10円

(2) 前号の規定以外の方法により作成する場合 写し1枚につき当該作成に要する実費

(3) 写しの送付に要する費用の額 郵送料相当額

(任意の公開申出)

第9条 条例第18条に規定する公文書の公開の申出をしようとする者は、公文書公開申出書(様式第9号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申出があったときは、公文書公開回答書(様式第10号)により回答するものとする。

(出資法人)

第10条 条例第19条に規定する市が出資している法人で規則で定めるものは、次のとおりとする。

(1) 光市土地開発公社

(2) 公益財団法人光市文化振興財団

(3) 公益財団法人光市スポーツ振興会

(実施状況の公表の方法)

第 1 1 条 条例第 2 1 条の規定による公文書の公開の実施状況の公表は、市広報に掲載することにより行うものとする。

(その他)

第 1 2 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 1 6 年 1 0 月 4 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の市長が管理する公文書の公開等に関する規則（平成 9 年光市規則第 2 6 号）又は町長が管理する公文書の公開等に関する規則（平成 1 4 年大和町規則第 1 7 号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成 1 7 年規則第 4 0 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 1 9 年規則第 4 6 号）

この規則は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 5 年規則第 2 1 号）

この規則は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 8 年規則第 3 2 号）

この規則は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

公 文 書 公 開 請 求 書

年 月 日

光市長 様

請求者 住 所
氏 名
電話番号



光市情報公開条例第10条の規定により、次のとおり公文書の公開を請求します。

記

公文書の件名 又は 内 容		
請 求 の 目 的		
請 求 者 の 区 分	1 市内に住所を有する者 2 市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人若しくはその他の団体 3 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者 4 市内に存する学校に在学する者 5 市が行う事務事業に利害関係を有する個人又は法人その他の団体 ※ 利害関係の内容	
市内の事務所事業所又は学校の 名称及び所在地	名 称	
	所 在 地	
公 開 の 方 法	1 閲覧 2 写しの交付	

注1 請求者の住所及び氏名は、法人その他の団体にあっては、その主たる事務所の所在地又はその代表者の住所並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。
2 「請求者の区分」欄及び「公開の方法」欄は、該当するものの番号を○で囲むこと。

様式第2号(第3条関係)

第 号
年 月 日

様

光市長 印

公 文 書 不 存 在 通 知 書

年 月 日付けで請求の公文書の公開について、該当する公文書が存在し
ませんので、次のとおり通知します。

公文書の 件 名	
文書が存 在しない 理 由	
主 管 課	(電話番号)

様式第3号(第4条関係)

第 号
年 月 日

様

光市長 印

公文書公開決定通知書

年 月 日付けで請求のありました公文書の公開については、光市情報公開条例第11条第1項の規定により、下記のとおり公開することを決定しましたので、同条第2項の規定により通知します。

記

公文書の件名	
公開の日時	年 月 日 午前 時 午後
公開の場所	
担当課名	部 課 係 電話番号 内線 担当者名
備考	

注1 公文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。
2 指定された日時が都合の悪い場合には、あらかじめ担当課に連絡してください。

様式第4号（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

光市長

印

公文書部分公開決定通知書

年 月 日付けで請求のありました公文書の公開については、光市情報公開条例第11条第1項の規定により、下記のとおり部分公開をすることを決定しましたので、同条第2項の規定により通知します。

記

公文書の件名	
公開の日時	
公開の場所	
公開しない部分	
公開しない理由	光市情報公開条例第6条第 号該当
※公開しない理由 がなくなる期日	
担当課名	部 課 係 電話番号 内線 担当者名

- 注1 公文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。
- 2 指定された日時が都合の悪い場合には、あらかじめ担当課に連絡してください。
- 3 ※印欄は、公開をしない理由がなくなる期日を明示できる場合にのみ記載してあります。公文書の公開を希望される場合は、記載された期日以後に改めて公文書の公開を請求してください。

教 示

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、光市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この期間内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、光市を被告として（この場合において、光市長が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、この期間内であっても、この処分（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第5号（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

光市長 印

公文書非公開決定通知書

年 月 日付けで請求のありました公文書の公開については、光市情報公開条例第11条第1項の規定により、下記のとおり公開しないことを決定しましたので、同条第2項の規定により通知します。

記

公文書の件名	
公開しない理由	光市情報公開条例第6条第 号該当
※公開をしない理由 がなくなる期日	
担当課	部 課 係 電話番号 内線 担当者名

注1 ※印欄は、公開をしない理由がなくなる期日を明示できる場合にのみ記載してあります。公文書の公開を希望される場合は、記載された期日以後に改めて公文書の公開を請求してください。

教 示

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、光市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この期間内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、光市を被告として（この場合において、光市長が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、この期間内であっても、この処分（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第6号(第5条関係)

第 号
年 月 日

様

光市長 印

公文書公開決定期間延長通知書

年 月 日付けで請求のありました公文書の公開については、光市情報公開条例第11条第3項の規定により、下記のとおり決定期間を延長しましたので通知します。

記

公文書の件名	
条例第11条第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定期限	年 月 日
延長の理由	
担当課名	部 課 係 電話番号 内線 担当者名

様式第7号(第6条関係)

第 号
年 月 日

様

光市長 印

公開請求に関する意見聴取依頼書

光市情報公開条例第10条の規定により、下記のとおりあなたに関する情報が記録された公文書の公開について請求がありました。つきましては、同条例第11条第5項の規定に基づき、当該公文書の公開をするかどうかの決定をする際の参考としたいので、別紙「意見書」により 年 月 日までに回答して下さるようお願いします。

記

公文書の件名	
請求に係る公文書に記載されているあなたに関する情報の内容	
担 当 課 名	部 課 係 電話番号 内線 担当者名

別紙

意 見 書

年 月 日

光市長 様

住 所
氏 名
電話番号



年 月 日付け 第 号で照会のありました件について、下記のとおり回答します。

記

公文書の件名	
1 公開については、支障がない。 2 公開については、支障がある。 (1) 支障がある部分 (2) 支障がある理由	

注 該当する番号を○で囲み、2を○で囲んだ場合には「支障がある部分」及び「支障がある理由」についても記入してください。

第 号
年 月 日

様

光市長 印

公文書の公開に関する決定告知書

先に照会しました、あなたに関する情報が記録された公文書の公開について、下記のとおり公開（部分公開を含む。以下同じ。）することと決定しましたので、光市情報公開条例第 11 条第 6 項の規定により通知します。

記

公文書の件名	
公開すること と決定したあ なたに関する 情報	
公開の期日	
担当課名	部 課 係 電話番号 内線 担当者名

教 示

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、光市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この期間内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。おって、当該審査請求とは別に、光市長に対して執行停止の申立てをしたときは、当該公文書の公開を停止することがあります。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、光市を被告として（この場合において、光市長が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、この期間内であっても、この処分（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第9号(第9条関係)

公 文 書 公 開 申 出 書

年 月 日

光市長 様

〒
申出者 住所
氏名
(電話 ー 印)

光市情報公開条例第18条の規定により、次のとおり公文書の公開の申出をします。
なお、情報の公開を受けた場合は、同条例第4条の規定により、その情報を適正に用います。

公 文 書 の 件 名	
申 出 の 目 的	
公 開 の 方 法	1 閲覧 2 写しの交付 3 写しの送付
注意事項 1 申出者の住所及び氏名は、法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地又はその代表者の住所並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。 2 「公開の方法」欄は、該当するものの番号を○で囲むこと。	

様式第10号(第9条関係)

第 号
年 月 日

様

光市長 印

公文書公開回答書

年 月 日付で申出の公文書の公開については、次のとおり回答します。

公文書の件名	
区分	1 公開 2 部分公開 3 非公開
公開・部分公開の期日	年 月 日 午前・午後 時 分
公開・部分公開の場所	
公開しない部分及びその理由	
主管課等	電話() —
備考	
注意事項 1 公文書の公開を受ける際は、この回答書を係員に提示してください。 2 指定された期日が都合の悪い場合は、あらかじめ主管課に連絡してください。	

様式第 1 号 (第 2 条関係)

様式第 2 号 (第 3 条関係)

様式第 3 号 (第 4 条関係)

様式第 4 号 (第 4 条関係)

様式第 5 号 (第 4 条関係)

様式第 6 号 (第 5 条関係)

様式第 7 号 (第 6 条関係)

様式第 8 号 (第 6 条関係)

様式第 9 号 (第 9 条関係)

様式第 1 0 号 (第 9 条関係)